

# 日本学生野球憲章改正第1次案から改正第2次案への変更点对照表

改正第1次案と改正第2次案共に灰色の部分は変更がない部分である。変更がない部分の一部掲載を略している。改正第2次案の赤字部分が変更部分、青字(下線)部分が追加部分である。改正第1次案の赤字部分が変更前の部分、緑字(取消線)部分が削除部分である。

改正第1次案	改正第2次案
<p>前文</p> <p>国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生は<b>自己の属する学校において教育を受ける権利をもつ</b>。これに対応して学校は、その権利を実現する責務を負う。この意味において、学生野球は、<b>学校教育の一環</b>であり、<b>アマチュアリズムをその基底的要素とする</b>。</p> <p>学生野球は、各校がそれぞれの教育理念に立つて行う教育活動の一環として展開されることを基礎とし<b>つつ</b>、他校との試合や<b>種々の</b>大会への参加<b>をはじめ多様な形で</b>の交流を通じて、一層普遍的な教育的意味をもつものとなる。学生野球は、地域的組織および全国規模の組織を結成してこのような交流の枠組みを作り上げてきた。</p> <p><del>この枠組みは、かつての「野球統制令」(昭和7年文部省訓令第4号)が作り出したような統制的なものではなく、逆に、直接学生・生徒に向き合う各校の責務を基底的要素としつつ、学校間の交流の公正かつ健全なあり方を求めて、下から上へと積み上げられるべきものである。</del></p> <p>本憲章は、昭和21(1946)年に「<b>学生野球基準要項</b>」として制定され、<b>同25(1950)年に現在の名称に変更されたほか</b>、その時々新しい諸問題に対応すべく6回の改正を経て<b>今日に至っている</b>。<del>しかしその間、前文は一貫して制定時の姿を維持してきた。この事実は、疑いもなく、それが「学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの学生野球は成り立ち得ない」という、全く正しい理念を表明するものであったことに負うものである。</del></p> <p>しかし、今日の学生野球が<b>学生の自覚</b>の次元を超えた性質の諸問題に直面していることは明らかであり、今回憲章の全面的見直しが求められた所以もここにある。このような状況に対処するには、これまでの前文の理念を引き継ぎつつも、上述のように、学生野球の枠組みを学生の「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおさなければならない。</p> <p><b>この</b>憲章はこうした認識を前提に、学生野球のあり方に関する一般的な諸原則を必要な限度で掲げて、諸関係者・諸団体の共通理解にしようとするものである。</p> <p>もちろん、ここに盛られたルールของすべてが永久不変のものとは限らない。しかし、<del>学生の「教育を受ける権利」を前提とする「教育の一環としての学生野球」という基本的理解に即して作られた憲章の本質的構成部分は、学生野球関係者はもちろん、我が国社会全体からも支持され続けるであろう。</del></p> <p>略</p> <p>(学生野球の基本原理)</p> <p>第2条 学生野球における基本原理は次のとおりとする。</p>	<p>前文</p> <p>国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生<b>野球は、この</b>権利を<b>実現すべき学校教育の一環として位置づけられる</b>。この意味で、学生野球は<b>経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場</b>である。</p> <p>学生野球は、各校がそれぞれの教育理念に立つて行う教育活動の一環として展開されることを基礎として、他校との試合や大会への参加<b>等</b>の交流を通じて、一層普遍的な教育的意味をもつものとなる。学生野球は、地域的組織および全国規模の組織を結成して、<u>このような交流の枠組みを作り上げてきた。</u></p> <p>本憲章は、昭和21(1946)年の制定<b>以来</b>、その時々新しい諸問題に対応すべく6回の改正を経て<b>来たが、その間、前文は一貫して制定時の姿を維持してきた</b>。<u>それは、この前文が、「学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの学生野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない。(中略)フェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強靱な身体を鍛練する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならぬ」と、全く正しい思想を表明するものであったことに負うものである。</u></p> <p>しかし今日の学生野球が<b>こうした精神</b>の次元を超えた性質の諸問題に直面していることは明らかであり、今回憲章の全面的見直しが求められた所以もここにある。このような状況に対処するには、これまでの前文の理念を引き継ぎつつも、上述のように、学生野球の枠組みを学生の「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおさなければならない。</p> <p><b>本</b>憲章はこうした認識を前提に、学生野球のあり方に関する一般的な諸原則を必要な限度で掲げて、諸関係者・諸団体の共通理解にしようとするものである。</p> <p><u>もちろん、ここに盛られたルールのすべてが永久不変のものとは限らない。しかし学生の「教育を受ける権利」を前提とする「教育の一環としての学生野球」という基本的理解に即して作られた憲章の本質的構成部分は、学生野球関係者はもちろん、我が国社会全体からも支持され続けるであろう。</u></p> <p>略</p> <p>(学生野球の基本原理)</p> <p>第2条 学生野球における基本原理は次のとおりとする。</p>

略

- ② 学生野球は、友情、連帯そしてフェアプレーの精神を理念とし、~~アマチュアリズムに徹する。~~
- ③ 学生野球は、学生野球、野球部または**野球**部員を政治的あるいは商業的に利用しない。

略

- ⑥ 学生野球は、**野球**部員の健康を維持・増進させる施策を奨励・支援し、スポーツ障害予防への取り組みを推進する。

略

(定義)

第3条 本憲章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

略

- ② 加盟校 学生野球団体に加盟する学校をいう。
  - イ** 大学野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める大学とし、全日本大学野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、大学野球連盟に加盟する資格および基準を定める。
  - ロ** 高等学校野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める高等学校とし、日本高等学校野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、高等学校野球連盟に加盟する資格および基準を定める。

略

- ⑬ **アマチュア資格** 部員、クラブチームの**構成員**、指導者、審判員または学生野球団体の役員となるための資格をいう。

略

略

- ② 学生野球は、友情、連帯そしてフェアプレーの精神を理念とする。
- ③ 学生野球は、学生野球、野球部または部員を政治的あるいは商業的に利用しない。

略

- ⑥ 学生野球は、部員の健康を維持・増進させる施策を奨励・支援し、スポーツ障害予防への取り組みを推進する。

略

(定義)

第3条 本憲章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

略

- ② 加盟校 学生野球団体に加盟する学校をいう。
  - ア** 大学野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める大学とし、全日本大学野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、大学野球連盟に加盟する資格および基準を定める。
  - イ** 高等学校野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める高等学校とし、日本高等学校野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、高等学校野球連盟に加盟する資格および基準を定める。
- ③ 野球部 加盟校において、教育活動として位置づけられた野球 (大学にあっては硬式野球、高等学校にあっては硬式野球及び軟式野球) を活動内容とする部をいう。

略

- ⑧ 指導者 加盟校の学校長 (大学の学長および高等学校の校長) ならびに野球部の部長、監督、コーチなど 野球部の指導にあたる者 をいう。

略

- ⑬ 学生野球構成員資格(以下「学生野球資格」という。) 部員、クラブチーム **参加者**、指導者、審判員または学生野球団体の役員となるための資格をいう。

略

⑰ 元プロ野球選手 国を問わず、かつてプロ野球選手であった者であり、**アマチュア**資格を回復していない者をいう。

⑱ 元プロ野球関係者 国を問わず、かつてプロ野球関係者であった者であり、**アマチュア**資格を回復していない者をいう。

略

### 第3章 試合・大会の運営

(試合・大会実施の基本原則)

第12条 部員は、本憲章の理念に合致したものであって、次の要件を満たす試合・大会に参加することができる。

略

⑤ **自校または出身校を背景とする**クラブチームの試合にあっては、当該加盟校の主催するもの。

略

2 選手、指導者、学生野球団体の役員、**審判員**などの大会運営にかかわる者は、大会運営に関して報酬を受けてはならない。

略

### 第4章 **アマチュア**資格と他の野球団体などとの関係

(**アマチュア**資格)

⑰ 元プロ野球選手 国を問わず、かつてプロ野球選手であった者であり、**学生野球**資格を回復していない者をいう。

⑱ 元プロ野球関係者 国を問わず、かつてプロ野球関係者であった者であり、**学生野球**資格を回復していない者をいう。

略

(加盟校および指導者の責務)

第9条 加盟校および指導者は、本憲章を遵守し、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。

略

5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ、加盟校の学校長が、前2項により選任した者について、必要に応じて説明を求めることができる。

略

### 第3章 試合・大会の運営

(試合・大会実施の基本原則)

第12条 部員は、本憲章の理念に合致したものであって、次の要件を満たす試合・大会に参加することができる。

略

③ 国際試合・大会にあっては、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が、その定めに従って承認したもの。

略

2 選手、指導者、審判員または学生野球団体の役員などの大会運営にかかわる者は、大会運営に関して報酬を受けてはならない。

略

### 第4章 **学生野球**資格と他の野球団体などとの関係

(**学生野球**資格)

第14条 プロ野球選手、プロ野球関係者、元プロ野球選手および元プロ野球関係者は、**アマチュア**資格を持たない。

2 本憲章に基づき除名処分を受けた者は、**アマチュア**資格を失う。

3 **アマチュア**資格を持たない者は、部員、クラブチームの構成員、審判員、学生野球団体の役員**および指導者**となることができない。

(**アマチュア**資格を持たない者との関係の基本原則)

第15条 学生野球団体および加盟校は、日本学生野球協会の承認を受けて、学生野球の発展を目的として、次にかかげる活動を通じ、**アマチュア**資格を持たない者(本憲章により除名処分を受けて**アマチュア**資格を失った者を除く。)と交流することができる。

略

③ その他学生野球の発展に資する**交流**

2 前項の交流は、次の原則を遵守しなければならない。

略

② 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体への入団、雇**傭**などの契約の締結に関する交渉その他の行為について、**学生野球団体**が定める規則に従うこと。

③ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、**審判員**、指導者または学生野球団体の役員は、**アマチュア**資格を持たない者から交流に必要な実費以外の金品の提供を受けてはならないこと。

④ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、**審判員**、指導者または学生野球団体の役員は、**アマチュア**資格を持たない者に対して交流に必要な実費以外の金品を提供してはならないこと。

(**アマチュア**資格の回復)

第16条 元プロ野球選手または元プロ野球関係者は、日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会の承認を得て、**アマチュア**資格を回復することができる。

略

## 第5章 学生野球にかかわる寄附または援助

(**学生野球に関して寄附または援助を受けることに関する基本原則**)

**第18条** 学生野球に対する寄附または援助は、本章に定めるもののみ認められる。

2—学生野球に対する寄附または援助は、加盟校、野球部、部員、審判員、指導者または学生野球団体の役員を政治的あるいは商業的に利用するものであってはならず、日本学生野球協会規則で定める基準に合致したものでなければならない。

(学生野球団体が受ける寄附または援助)

第19条—学生野球団体は、学生野球の発展のために寄附または援助を受けることができる。

第14条 プロ野球選手、プロ野球関係者、元プロ野球選手および元プロ野球関係者は、**学生野球**資格を持たない。

2 本憲章に基づき除名処分を受けた者は、**学生野球**資格を失う。

3 **学生野球**資格を持たない者は、部員、クラブチームの構成員、**指導者**、審判員**および**学生野球団体の役員となることができない。

(**学生野球**資格を持たない者との関係の基本原則)

第15条 学生野球団体および加盟校は、日本学生野球協会の承認を受けて、学生野球の発展を目的として、次にかかげる活動を通じ、**学生野球**資格を持たない者(本憲章により除名処分を受けて**学生野球**資格を失った者を除く。)と交流することができる。

略

③ その他学生野球の発展に資する**活動**

2 前項の交流は、次の原則を遵守しなければならない。

略

② 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体への入団、雇**用**などの契約の締結に関する交渉その他の行為について、**全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟**が定める規則に従うこと。

③ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、**審判員**または学生野球団体の役員は、**学生野球**資格を持たない者から交流に必要な実費以外の金品の提供を受けてはならないこと。

④ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、**審判員**または学生野球団体の役員は、**学生野球**資格を持たない者に対して交流に必要な実費以外の金品を提供してはならないこと。

(**学生野球**資格の回復)

第16条 元プロ野球選手または元プロ野球関係者は、日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会の承認を得て、**学生野球**資格を回復することができる。

略

## 第5章 学生野球にかかわる寄附または援助

(学生野球に関して寄附または援助を受けることに関する基本原則)

第18条 学生野球に対する寄附または援助は、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員を政治的あるいは商業的に利用するものであってはならない。

2 学生野球に対する寄附または援助は、本章に定めるもののみ認められる。

(加盟校が受ける寄附または援助)

第20条 加盟校は、学校長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。

略

② 加盟校は、寄附または援助を野球部の運営費**以外**に支出してはならない。

~~③ 加盟校は、寄附または援助の剰余金を、学生野球の発展または学校の教育活動のために支出しなければならない。~~

~~④ 加盟校は、寄附者・援助者に対して、謝礼または経済的利益を供与してはならない。~~

(野球部が受ける寄附または援助)

第21条 野球部は、学校長または野球部長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。この場合、野球部は前条に定める諸事項を遵守しなければならない。

(加盟校または野球部の報告義務)

第22条 学生野球団体は、本憲章の施行に必要な**限度において、日本学生野球協会規則の定めに従い**、加盟校または野球部に対して、寄附または援助の内容・金額および用途に関し報告を求めることができる。

(部員が野球に関して援助を受けることに関する基本原則)

第23条 部員は、野球部に現に在籍しているか否かを問わず、野球部員であることまたは学生野球を行うことの対価あるいは試合や大会の成績によって得られる褒賞としての金品を受け取ってはならない。

2 **加盟校は**、次に定めるものを除き、**部員に対して**経済的な特典を与えてはならない。

略

② **学生野球団体**が定める基準に基づく、入学および在籍に必要な費用の一部または全部の免除

3 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体と**の**選手契約または雇用契約などの締結を条件として、**何人からも**金品および経済的利益を受けてはならない。

(指導者が野球に関して対価を受けることに関する基本原則)

(加盟校が受ける寄附または援助)

第20条 加盟校は、学校長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。この場合、加盟校は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

略

② 加盟校は、寄附または援助を野球部の運営費**のために**支出し**なければならない**。剰余金**は**、学生野球の発展または学校の教育活動のために支出**できる**。

(野球部が受ける寄附または援助)

第21条 野球部は、学校長または野球部長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。この場合、野球部は前条に定める諸事項を遵守しなければならない。

(加盟校または野球部の報告義務)

第22条 学生野球団体は、本憲章の施行に必要**と認める場合は**、加盟校または野球部に対して、寄附または援助の内容・金額および用途に関し報告を求めることができる。

(部員が野球に関して援助を受けることに関する基本原則)

第23条 部員は、野球部に現に在籍しているか否かを問わず、野球部員であることまたは学生野球を行うことの対価あるいは試合や大会の成績によって得られる褒賞としての金品を受け取ってはならない。

2 **部員は**、次に定めるものを除き、**加盟校から**経済的な特典を**受け**てはならない。

略

② **全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟**が定める基準に基づく、入学および在籍に必要な費用の一部または全部の免除

3 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体と選手契約または雇用契約などを**将来締結すること**を条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。

4 部員、親権者またはその代理人は、前3項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

(指導者が野球に関して対価を受けることに関する基本原則)

第24条 指導者は、当該加盟校の教職員の給与に準じた社会的相当性の範囲を超える給与・報酬を得てはならない。ただし、野球を指導するための交通費、宿泊費などの経費についてはこの限りではない。

2 指導者は、部員および部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などを締結することを条件として、**何人からも**金品および経済的利益を受けてはならない。

## 第6章 学生野球と野球以外の活動

(野球以外の活動に関する基本原則)

第25条 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、審判員、**指導者**または学生野球団体の役員は、公益的活動に協力することができる。ただし、営利団体が主催するものについては学**生**野球**団体**の承認を得なければならない。

2 加盟校、野球部、部員、審判員、**指導者**または学生野球団体の役員は、前項の活動に対して、報酬を得てはならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関する基本原則)

第26条 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などの野球に関する報道に協力することができる。

略

3 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、報道目的以外の取材に対し、学生野球に関する事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関する場合には、学**生**野球**団体**の承認を得なければならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版に関する権利)

第27条 学生野球団体が、自己の主催する試合・大会に**かか**わる新聞・通信記事、テレビ・ラジオの放送、出版物(以下、「記事、放送、出版物」という。)について許諾を与えた場合には、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、当該試合・大会に関わって、その名称、氏名、肖像、映像および予め提供された個人情報~~を~~学生野球団体および許諾を得た者が記事、放送、出版物に使用することを承諾する。

略

## 第7章 指導・制裁

(指導)

第28条 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、本憲章に基づく学生野球を実現するために、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員に対して指導することができる。

第24条 指導者は、当該加盟校の教職員の給与に準じた社会的相当性の範囲を超える給与・報酬を得てはならない。ただし、野球を指導するための交通費、宿泊費などの経費についてはこの限りではない。

2 指導者は、部員および部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などを締結することを条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。

3 指導者は、前2項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

## 第6章 学生野球と野球以外の活動

(野球以外の活動に関する基本原則)

第25条 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、**指導者**、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球に関する事実を示して、公益的活動に協力することができる。ただし、営利団体が主催するものについては全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

2 加盟校、野球部、部員、**指導者**、審判員または学生野球団体の役員は、前項の活動に対して、報酬を得てはならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関する基本原則)

第26条 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などの野球に関する報道に協力することができる。

略

3 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、報道目的以外の取材に対し、学生野球に関する事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関する場合には、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版に関する権利)

第27条 学生野球団体が、自己の主催する試合・大会に**関**わる新聞・通信記事、テレビ・ラジオの放送、出版物(以下、「記事、放送、出版物」という。)について許諾を与えた場合には、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、当該試合・大会に関わって、その名称、氏名、肖像、映像および予め提供された個人情報~~を~~学生野球団体および許諾を得た者が記事、放送、出版物に使用することを承諾する。

略

## 第7章 指導および処分

(指導)

第28条 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、本憲章に基づく学生野球を実現するために、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員に対して指導することができる。

2 指導は、注意(書面をもって戒める)または嚴重注意(改善計画書を提出させ、将来を戒める)とする。

略

(制裁)

第29条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が本憲章に違反する行為をした場合は、制裁を科することができる。

2 日本学生野球協会は、加盟校の学校法人の役員または前項以外の教職員、応援団もしくはその他学校関係者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該校の指導者または野球部に対して制裁を科することができる。

(制裁の種類)

第30条 制裁は、次の各号に掲げるものとし、それぞれの意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 謹慎 制裁対象者が個人の場合であって、野球部活動にかかわることの禁止
- ② 対外試合禁止 制裁対象者が野球部の場合であって、対外試合への参加の禁止
- ③ 登録抹消・登録資格喪失 制裁対象者が個人、野球部または学生野球団体であって、学生野球団体へ登録をしている者については登録を抹消し、制裁対象者が未登録の場合には、登録資格の喪失
- ④ 除名 制裁対象者が個人であって、アマチュア資格の喪失

(制裁の手続)

第31条 日本学生野球協会は、独立、公正、中立な組織である審査室をして制裁に関する審査決定を行わせる。

2 制裁対象となった学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、迅速な審理を受ける権利を有する。

3 制裁対象者は、弁明し、弁明を証明するための証拠を提出する機会が与えられるなど、自己の権利を守るための適正な手続が保障される。

4 本憲章の定めた手続により制裁がなされるまでは、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、本憲章に違反したことを理由とした不利益扱いを受けない。

2 指導は、注意または嚴重注意とし、書面をもって行う。嚴重注意の場合には、指導を受ける者から改善計画書を提出させる。

略

4 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、指導に関する規則を定めるものとする。

(日本学生野球憲章違反に対する処分)

第29条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が本憲章に違反し、または前条の指導にしたがわない場合は、当該の者に対して処分をすることができる。

2 日本学生野球協会は、部員または指導者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の野球部に対しても処分をすることができる。

3 日本学生野球協会は、加盟校の学校法人の役員または前項以外の教職員、応援団もしくはその他学校関係者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の指導者または野球部に対して処分をすることができる。

4 日本学生野球協会は、必要と認める時は、処分に付随して指導をすることができる。

5 日本学生野球協会は、処分後の被処分者の情状を考慮して、処分の内容を解除変更することができる。

(処分の種類)

第30条 処分は、次の各号に掲げるものとし、それぞれの意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 謹慎 処分対象者が個人の場合であって、野球部活動にかかわることの禁止
- ② 対外試合禁止 処分対象者が野球部の場合であって、対外試合への参加の禁止
- ③ 登録抹消・登録資格喪失 処分対象者が個人、野球部または学生野球団体であって、学生野球団体へ登録をしている者については登録を抹消し、処分対象者が未登録の場合には、登録資格の喪失
- ④ 除名 処分対象者が個人であって、学生野球資格の喪失

(処分の手続)

第31条 日本学生野球協会は、独立、公正、中立な組織である審査室をして処分に関する審査決定を行わせる。

2 処分対象となった学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、迅速な審理を受ける権利を有する。

3 処分対象者は、弁明し、弁明を証明するための証拠を提出する機会が与えられるなど、自己の権利を守るための適正な手続が保障される。

4 本憲章の定めた手続により処分がなされるまでは、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、本憲章に違反したことを理由とした不利益扱いを受けない。

略

第8章 学生野球団体の決定または日本学生野球協会の**制裁**に対する不服申立  
(学生野球団体の決定に対する不服申立)

第32条 学生野球団体が行った決定に対して、対象者は日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会に対して不服申立ができる。

2 前項の不服申立に対する日本学生野球協会の決定になお不服がある場合は、対象者は日本スポーツ仲裁機構に対して学生野球**団体**が行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる。

(日本学生野球協会の制裁に対する不服申立)

第33条 審査室が行った制裁決定に対して、被制裁者は日本学生野球協会規則が定めるところに従い日本学生野球協会に対して不服申立ができる。

2 前項の不服申立に対する日本学生野球協会の決定になお不服がある場合は、対象者は日本スポーツ仲裁機構に対して審査室が行った制裁決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる。

第9章 憲章の解釈と改正手続

(日本学生野球憲章の解釈)

第34条 この憲章の**適用**に関して、疑義を生じたときは、**理事会の議を経て**会長がこれを決定する。

(日本学生野球憲章の改正)

第35条 この憲章は、日本学生野球協会評議員会の議決によらなければ、これを改正することができない。

略

附則

(施行日)

第1条 この憲章は平成22(2010)年4月1日より施行する。

(経過措置)

第2条 この憲章7章および第8章の規定は、この憲章の施行前に生じた**事項**にも適用する。

略

第8章 学生野球団体の決定または日本学生野球協会の**処分**に対する不服申立  
(学生野球団体の決定に対する不服申立)

第32条 学生野球団体が行った決定(日本学生野球協会の決定を除く)に対して、対象者は日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会に対して不服申立ができる。

2 日本学生野球協会の決定(前項の不服申立に対する決定を含み、第29条に基づく処分を除く)に不服がある場合は、対象者は日本スポーツ仲裁機構に対して学生野球団体前項の日本学生野球協会が行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる。

(日本学生野球協会の処分に対する不服申立)

第33条 審査室が行った処分決定に対して、被処分者は日本学生野球協会規則が定めるところに従い日本学生野球協会に対して不服申立ができる。

2 前項の不服申立に対する日本学生野球協会の決定になお不服がある場合は、対象者は日本スポーツ仲裁機構に対して**前項の日本学生野球協会**が行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる。

第9章 憲章の解釈と改正手続

(日本学生野球憲章の解釈)

第34条 **本**憲章の**解釈**に関して疑義を生じたときは、会長がこれを決定する。

(日本学生野球憲章の改正)

第35条 **本**憲章は、日本学生野球協会評議員会の議決によらなければ、これを改正することができない。

略

附則

(施行日)

第1条 **本**憲章は平成22(2010)年4月1日より施行する。

(経過措置)

第2条 **本**憲章7章および第8章の規定の**内、指導、処分及び不服申立の手続きに関するものは、本**憲章の施行前に生じた**事案**にも適用する。

略  
以上

略  
以上